

令和 4 年度

第 1 回江別市都市計画審議会

会 議 録

令和 4 年 5 月 19 日(木)  
江別市民会館小ホール

江別市都市計画審議会  
(江別市企画政策部都市計画課)

# 目 次

1. 開会	2
2. 市長挨拶	2
3. 議事	3
【諮問】	
・令和 4 年度諮問第 1 号 札幌圏都市計画公園の変更について(江別市決定)	
【説明事項】	
・江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の策定について	
4. その他	9
5. 閉会	10

# 令和4年度 第1回江別市都市計画審議会

日 時 令和4年5月19日（木）  
午後1時30分から  
場 所 江別市民会館 小ホール

## 議 事 次 第

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 議 事

### 【諮問】

- ・ 令和4年度諮問第1号  
札幌圏都市計画公園の変更について（江別市決定）

### 【説明事項】

- ・ 江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の  
策定について

4. そ の 他

5. 閉 会

令和4年度第1回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和4年5月19日(木) 午後1時30分～午後2時20分

2. 場 所 江別市民会館 小ホール

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員16名、江別市7名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)	
番号	氏 名
1	飯嶋 美知子
2	小糸 健太郎
3	◎佐々木 博明
4	三好 元
5	齊藤 佐知子
6	佐々木 聖子
7	鈴木 誠
8	高橋 典子
9	角田 一
10	赤川 和子
11	神保 順子
12	中井 和夫
13	町村 均
14	大石 珠希
15	中野 稔之
16	山下 光弘
出席 16 名	

江 別 市		
番号	氏 名	所属
1	三好市長	市長
2	伊藤次長	企画政策部
3	鳴海課長	都市計画課
4	宮川係長	//
5	布澤主査	//
6	渡邊主任	//
7	江崎技師	//
出席 7 名		

## 1. 開会

### ●宮川係長

それでは、定刻となりましたので、只今より令和4年度第1回江別市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

現在、コロナ禍における緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は解除されている状況ではありますが、引き続き感染拡大を防止するため、開催におきましては、マスクの着用やパーテーションの設置など、十分な対策を行った上で、効率的な運営に努めますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会につきましては、委員20名中16名の出席となっており、2分の1以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

## 2. 市長挨拶

### ●宮川係長

それでは、次第の2、市長の三好より、ご挨拶申し上げます。

### ●三好市長

市長の三好でございます。本年度、第1回目の都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

只今、司会の方からも話ございましたが、ゴールデンウィークが3年ぶりにすべての制限がなく行動ができるという状況でございました。私も心配しておりましたのが、ゴールデンウィーク明けの状況がどうなるかということでございました。江別市におきましては、10日以降に感染拡大がございました。現在は小康状態ではございますが、残念ながらと申すまいでしょうか、中学校が一部、学校閉鎖という状況でございまして、非常に厳しい状態が続いてございます。その関係もありまして、今ほど申し上げたとおり、感染拡大防止を徹底しながら審議会を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうか、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国は、今年3月に地価公示を公表してございます。その中で、市内の平均地価でございまして、昨年度と比較しまして、野幌地区の調査地点での上昇率が全国で10位となる等大幅に上昇したところでございます。このことは、今年の3月に完了しました「江別の顔づくり事業」によります野幌駅周辺の利便性が向上したことによりまして、人の交流、更には賑わいの創出がつながり宅地開発が進んだこと。また、大麻地区におきましては民間の宅地開発におきまして、住み替えが進み、そのことが住宅のニーズと結びつき、価格、需要が上昇したのではないかと考えております。このような状況になりましたのも本審議会におけます都市づくりについて様々な観点でご論議をいただき、そして、指針となることをお示ししていただいたことによるものと考えておりまして、改めて心から御礼申し上げます。

また、昭和2年に建設され、昭和の時代を代表し文部科学省の登録文化財であります、市が所有しております北海道林木育種場旧庁舎でございまして、市の施設としての活用を様々な観点で検討しましたが中々利用に結びつかなかったところでございます。先般、珈房サッポロ珈琲館が本社移転をいたしまして、交流サロンを設けるなど原始林、四大学を背景に地域の交流拠点としての活用が始まったところでございます。活用に至りましたのは、今程申し上げました野幌地区の賑わいの創出、更には大麻地区の住替え等による動きが活用につながったものと考えております。このことも、審議会の皆様方の活発な論議の成果だと思っております。改めてこのことにも御礼

申し上げたいと思います。

そこで、本日の審議会でございますが、議事に記載されておりますとおり、諮問として、前回の本審議会ですら説明させていただきました「札幌圏都市計画公園の変更」について、説明事項としまして、「江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の策定について」の2点についてご論議をお願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、コロナ禍での審議会の開催となりまして、委員の皆様には、何かとご心労をおかけすることになろうかと思いますが、江別の将来都市像の実現のためのご審議でございますので、そのことにご理解いただくことをお願い申し上げます。私からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

### ●宮川係長

ここで、昨年度の審議会より1名委員の交代がありましたのでご紹介いたします。山下委員、その場でご起立願います。

4月1日付けで、北海道建設管理部当別出張所 前所長の菊地和之様から、本日出席いただいております山下光弘様へ交代しております。なお、委嘱状は事前に交付しております。山下委員着席願います。

続きまして、事務局にも一部交代がありましたので、交代した職員をご紹介いたします。

企画政策部次長の伊藤でございます。

続いて、都市計画課の江崎でございます。

そして私、宮川の3名が新たに事務局の事務を務めさせていただきます。

## 3. 議事

### ●宮川係長

それでは、次第の3. 『議事』に移りたいと思います。本日は諮問案件がありますので、市長より諮問書の提出をいたします。飛沫防止のため、諮問書は司会で読み上げ、手渡しのみとします。

江別市都市計画審議会条例施行規則第2条の規定に基づき、1件を諮問します。

諮問第1号「札幌圏都市計画公園の変更」です。

委員の皆様には、本日、諮問書の写しを配布しております。また、恐縮ではございますが、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

### ●三好市長

皆さま、よろしくどうぞお願いいたします。

### ●宮川係長

議事に入る前に、本日の資料の確認をいたします。事前に送付しました議事次第と資料1～2、そして本日配布しました、カラーの都市計画公園の補足資料の合わせて4点です。皆様、ございますでしょうか。

本日は、会議の傍聴を希望されている方が1名おります。佐々木会長、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

### ●佐々木会長

はい。傍聴者の入室を許可いたします。

## ●宮川係長

それでは、これ以降の議事進行につきましては、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

## ●佐々木会長

それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。

本日は、前回の審議会で事前説明がありました1件について、諮問事項があります。では、諮問第1号につきまして、事務局より説明をお願いします。

## ●鳴海課長

都市計画課の鳴海です。よろしくお願いいたします。私から、諮問第1号「札幌圏都市計画公園の変更」についてご説明します。

説明の流れですが、スクリーンに映しておりますとおり、0番として、これまでの経過について、前回の都市計画審議会でご説明した内容の概略をご説明します。その後、1番として、今回お示しする都市計画案、そして、2番として、案の縦覧および意見書、最後に今後のスケジュールという順番でご説明します。スクリーンの画面と同様のものを本日配布しておりますので、見づらい等がありましたらご活用ください。

それではこれまでの経緯についてご説明します。まず、江別市の公園の概要について、都市公園とは、休息、観賞、運動、レクリエーション機能を有する公共空地として、都市計画公園とは、都市公園のうち位置や区域などを都市計画法に基づいて区域等を定めた公園です。現況として、供用済み、既に公園が使えている状況のものについては、都市公園が市内で233箇所、その内、都市計画公園については、73箇所です。さらに、未供用、まだ整備が行われていない公園は、都市計画公園に1箇所あり、こちらが今回の東野幌総合公園です。これで江別の公園は合計234箇所となります。

それでは、これまでの見直しの経過ですが、まず、令和3年3月に札幌圏の都市計画の方針である、区域マスに位置付けがあり、その内容は長期未着手都市計画公園の必要な見直しを位置付けております。市としては、同時期にこれに合わせて都市計画公園等見直しの基本的な考え方を策定しております。概要については、市内の都市公園等の234箇所のうち、未整備で都市計画決定後、概ね20年以上経過している見直し対象公園を東野幌総合公園としております。そして、同年7月に江別市で東野幌総合公園見直し方針を策定しております。内容については、東野幌総合公園の都市計画変更案等を設定しております。そして、令和3年11月に市民説明会を開催しており、それについては、3月と7月に策定しました基本的な考え方、東野幌総合公園見直し方針を踏まえた都市計画変更案を市民の皆様にご説明し、ご理解をいただきました。そして、令和4年2月には、それらを踏まえ、本都市計画審議会で事前説明を行ったという流れになります。

東野幌総合公園の見直しの概要についてご説明します。位置については、こちらのスクリーンのとおり東野幌総合公園は、JR野幌駅の南東約1kmの場所に位置し、市街化区域と市街化調整区域に跨っております。

東野幌総合公園の概要であります。平成14年3月に都市計画決定を行い、総合公園として決定しております。また、都市計画マスタープランや江別市緑の基本計画においても総合公園としての位置付けがなされております。面積としては、16.3haあり、市街化区域に5.4ha、市街化調整区域に10.9ha、全域未整備で未供用です。現状としては、図の通り平坦地や沢地のほか樹林も有しております。目的については、市民が1日中利用できるレクリエーション施設や地域防災の拠点、自

然環境の保全を目的としております。用地については、民有地が15.0ha、市有地が1.3haと、大部分が民有地となっております。

見直しの検証は、北海道で策定したガイドラインの考え方を基本に行いました。検証結果について、①の規模や配置については、都市計画決定した年度においては目標人口が15万人を想定していた公園もあることから、今後減少が見込まれる人口規模に見合った公園規模の設定が必要です。続いて、野幌鉄南地区には、近隣公園規模、2ha以上の公園が必要です。②の公園機能としては、都市計画マスタープランや緑の基本計画など各種計画の位置付けや大規模公園の配置などを踏まえ、当初計画した総合公園としての機能は現在も必要です。③の代替性として、公園機能の一部は、近傍の令和元年に整備された野幌中央緑地で代替が可能であります。④の区域設定の考え方について、これは主に実現性や優位性というような視点であり、それについては幹線道路である中原通や南大通に接しているといった交通環境の優位性の視点、公園施設配置や災害時の利活用等を踏まえた平坦地の活用の視点、更に市有地の活用や用途地域など、土地利用状況を踏まえた用地取得の優位性などの視点があります。こういったところから公園の利用や、将来の事業展開を踏まえた視点での設定を行うことが必要となります。

見直しの検証②について、文言の説明では分かりにくい部分もあるので、検証図で説明します。まず、青と緑の丸については、比較的大きな公園である、地区公園と近隣公園の影響範囲を示しており、東野幌総合公園の計画区域である野幌鉄南地区については、こういった大きい公園の配置が薄い状況であり、当該地の総合公園の配置は効果が高いことを示しております。また、野幌駅横の一部の代替機能を有する野幌中央緑地は、当該公園の近傍に有することを示しております。幹線道路である4車線道路の南大通と中原通は、当公園区域周辺で交差しており、交差部においては、交通アクセスの優位性が高いことを示しております。

次に検証図2として公園の区域設定の考え方の概要です。平坦地の活用として、公園機能の配置や災害時の利活用には、平坦地が連担している、あるいは、幹線道路に接していることが望ましいです。市有地の活用として、オレンジ色部が公園の活用を目的とした市有地であり、購入目的や、事業費の圧縮等を踏まえると、有効に活用できることが望ましいです。なお、上部のオレンジ部の市有地は既に東野幌公園として供用されております。用地取得としては、当公園は、市街化区域と市街化調整区域に跨っており、市街化調整区域を含めることが用地取得における事業費の圧縮に繋がり、将来の事業展開のしやすさなど、実現性に優位になるものと考えております。

続いて、こちらは都市計画変更案です。先程の検証図や将来人口、機能の代替性等を踏まえ、東野幌総合公園は、規模を縮小して存続することが妥当であり、公園区域の設定は、図のとおり、市街化調整区域を中心とした区域に、面積16.3haから4.7haを縮小し、11.6haに都市計画の区域変更する案としました。ここまですが、前回の都市計画審議会でご説明した内容になります。

次に、前回の審議会での未回答事案についてご説明します。3点ありまして、所管の建設部等に確認、調整をしました。

まず、1点目は、今回の区域変更の後に整備計画、または、そのような計画の予定があるのかという質問です。今回の都市計画の区域の見直しについては、長期未着手公園について区域マス等の見直しを契機に行っているものではありませんが、市としては公園については整備したいと考えております。しかし、現時点ですぐという訳ではなく、なかなか整備年や確実性ということとは言えない状況でして、それについては今後の市の財政状況や今回の見直しにおける事業費の圧縮、または補助事業の活用の見直し、未整備で要望等行っている南大通の未供用部の実現性など、そのような周辺環

境の変化を踏まえながら整備に向けて段階的に検討を進めたいと考えております。そのため、今回の区域の見直しは、整備に向けた段階的な取り組みのひとつとして認識しております。

次に2点目として、新たに縮小設定をした公園区域において、今後、縮小した公園区域内にある沢地や水流の部分の確保について、考えはあるのかというご質問です。東野幌総合公園の整備については、地形形状や現状の自然環境の保全はやはり活用する必要はあると認識しております。ただし、具体的な計画については、今後、将来的な整備に向けて周辺環境の変化等も踏まえながら、検討していきたいと考えております。

3点目として、今回の都市計画決定区域からの除外地で、仮に民間開発が行われる場合、そちらの沢地を保全するために、開発行為の許可をする際に、何らかの制限や指導を行ったりすることができるのか。仮にできるとしたら、どの程度有効かというご質問です。それについて、開発面積や目的などに応じて環境保全を目的とした樹木等の保全については開発指導のなかでは定められていますが、沢地に関しては、所有者、事業者の考えにもよりますが、適切な工法を行っていただければ、基本的には開発は可能と考えております。ただし、沢地を埋め立てようとする場合に関しては事前に沢地に流れている水脈や湧水などの調査を行い、適切な排水処理や盛土工事が行われるような指導は行います。

それでは、諮問事項である都市計画案についてご説明します。資料1について、その概要をスクリーンでご説明します。

対象公園について、名称は5・5・101東野幌総合公園。種別、総合公園。位置、あさひが丘、東野幌です。変更の理由としては、平成14年3月に都市計画決定以降、長期未着手になっていること。令和3年3月の区域マス見直しにおいて長期未着手公園の必要な見直しが位置付けされたこと。そして、本公園について、将来人口、公園の配置状況、公園の必要性、周辺幹線道路、自然環境、地形などを踏まえた検討により、約4.7haを縮小します。なお、資料の2ページに新旧対照表を掲載しております。

3ページをお開き願います。こちらは総括図で、主に東野幌総合公園の位置を示しております。黄色い部分が廃止となり、赤い部分が存続する箇所です。

続いて、資料の4ページをお開き願います。こちらは計画図になります。こちらについては、具体の現況図を用いた変更内容を示しており、黄色い部分が変更前の公園区域です。それが変更によって赤い部分のエリアになることを示しております。面積は16.3haから11.6haに、約4.7haを縮小します。こちらの内容については、前回の当審議会の事前説明やその後の北海道等との協議等を通じて、結果的に前回ご説明した見直し案と同様の都市計画案となっております。都市計画案は以上になります。

次に2番目として、案の縦覧および意見書についてです。こちらについては、前回の審議会の後の法定手続きで、今、ご説明した計画案を公共に縦覧したものです。期間については、4月の2週間で、縦覧場所は企画政策部の都市計画課です。縦覧者数は2名で、意見書は、1件、1名でした。意見書の内容は、記載のとおりで、本公園の取組みについての前向きなご意見でした。

市としては、ご意見のとおり、整備に向けて、本都市計画決定をはじめとして、段階的に取り組んでいきたいと考えておりますとともに、当意見を整備所管部所にも申し送りたいと考えております。

それでは、3の今後のスケジュールについてご説明します。グレー部がこれまでの経過で、黄色部が本日の都市計画審議会です。本日ご審議いただき、答申がありまし

たら、その後北海道との協議を経て、6月上旬に都市計画決定となります。諮問事項1の説明は以上です。

### ●佐々木会長

長期未着手公園ということで、都市計画決定後20年間未着手の東野幌総合公園について、前回に引き続きの審議であります。北海道との協議や縦覧意見を通じて、前回と同様に区域を縮小しつつ、公園としては存続させるというものでした。

前回の事前説明の時に質問等があった部分も今説明があった通り、3点、再度説明していただきました。

今の説明内容に関して、何かご質問等はございませんか。

長期未着手ですので、予算もかかるし、南大通との関係もありますので面積を縮小して、縦覧によるご意見もありますので、変更後の充実させた内容として実施したいということでした。

よろしいですか。

それでは、皆さん反対が無いようですので、諮問第1号については「案のとおり承認する」ということでよろしいでしょうか。

《質問・意見なし》

それではこの諮問については、案の通り承認するということにしまして、答申書については、審議会後に作成して市長にお渡しすることとします。

続いて、説明事項、「江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の策定について」事務局より説明をお願いします。

### ●布澤主査

都市計画課の布澤です。私から、説明事項「江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の策定について」ご説明します。

昨年度、第2回都市計画審議会でもご説明しましたが、今年度と来年度の2カ年で、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を行うため、効率的・効果的に集中議論を行う必要があります。そこで、少人数による、迅速で活発な議論の場の設定を図る必要があると考えており、江別市都市計画マスタープラン等小委員会を都市計画審議会条例施行規則第7条に基づいて、会長が審議会に諮り、設置するものです。

設置における要綱（案）について、ご説明します。お手元の資料は、右上に「資料2」と書かれた資料をお取りいただき、1ページをお開き願います。江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱（案）の主な内容についてご説明します。

第1条～第3条は、このたびのマスタープランの改定と立地適正化計画の策定において、小委員会の設置を行い、見直し内容の調査検討を行った上、都市計画審議会に報告を行うとした内容です。小委員会では、都市計画審議会への報告を行いながら、マスタープランと立地適正化計画の素案の策定までを行い、最終的に都市計画審議会にて審議、答申を行うとした趣旨です。

第4条、第5条においては、委員選出に関する事項として、8名以内の小委員会委員を都市計画審議会委員の中から、会長のご指名で選出いただき、委員長・副委員長を置くものとしております。委員長は、互選としまして、副委員長は委員長が指名します。

なお、本要綱の構成等については、江別市都市計画審議会条例や施行規則に準じて

いるところですが、以上で、「江別市都市計画マスタープラン等小委員会の設置要綱の策定について」の説明を終わります。

●佐々木会長

この件についても前回説明しておりますが、改めて今日決定すると、今説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

●中井委員

前回説明を受けておりますマスタープランの改定に関連して、小委員会の必要性はわかるのですが、専門性の高い委員を指名するという方針が示されていたので、それに対して疑義があって前回質問しました。今回もその部分について、引き続き同じ考え方かどうかを確認したいと思います、また、約10年前のマスタープラン改定時の資料を見たところ、小委員会が専門性の高い人で構成されているわけではありませんでした。変更するとすれば、なぜ変更しなければならないのか、市の意向を確認したいと思います。

●佐々木会長

事務局、いかがでしょうか。

●鳴海課長

小委員会は、前回同様、専門性に特化する必要はないのではないかというご質問と思いますが、前回の小委員会の選出についても、都市計画審議会の会長と我々事務局とで、都市計画マスタープラン改定にあたり、今のトレンドの中でどのような知識を有する方を選定するのが望ましいかを議論しました。その結果、必要な専門性、知識に特化した委員を選出したと考えております。

あとは専門性の高いという表現が色々な誤解を与えているかもしれませんが、都市計画に関して、優れた知識がなければならないというようなイメージとはまた少し違って、江別の未来に関して、様々な課題がある中で、どの所属の委員の知識が必要かという考えに近いと思います。

例えば、前回においては、市街化調整区域の土地利用の考え方において、農家の方のお考えとか農業的見地などが必要と考えられたため、農業委員会の委員を選出しております。

前回、中井委員からは、市民委員の参加があってもいいのではないかとお話がありましたが、もちろん市民目線も委員特性の一つだと考えてはおります。ただ、どの特性が今回のマスタープランの改定により近いポジションであるかという視点で選出したいと考えております。前回も回答しましたが、小委員会に選定されなくてもそこで練り上げた計画は、もちろんこの本審議会にもかけて、そこで軌道修正をしながら進めていきたいと考えております。また、市民の意見については、前回同様、市民意見交換会やパブリックコメントでいただければと考えているところでございます。

●佐々木会長

中井委員よろしいですか。

●中井委員

前は専門的な知識を持った少人数でということではなかったもので、その観点で、

どうしてかなという疑問を持っておりました。次の審議会の中でその点も含めて議論をいただき、また、会長が人選するということですから、そういった意識も含めて人選にあたっていただきたいと要望します。

●佐々木会長

はい。事務局ともご相談して、選出していきたいと思っております。  
他にいかがでしょうか。

《質問・意見なし》

それでは、他になければ「江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱の策定について」は案のとおりといたします。

前回のことを踏まえますと、小委員会は、だいたい何回ぐらい開く予定ですか。

●鳴海課長

前は2年間で10回行っております。今回は、もう少しコンパクトにできればと考えており、おそらく8回前後かと想定しております。また、それに加えて、本審議会も開催します。

●佐々木会長

なかなか、大変で忙しい会議になろうかと思いますが、選ばれた方は是非ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、承認が得られましたので今後はこの設置要綱に基づき、小委員会の設置について進めていこうと思っております。

4. その他

●佐々木会長

続きまして、次第の4、『その他』についてですが、事務局より何かありますか。

●宮川係長

次回の審議会は、6月5日で任期満了となりますが、都市計画マスタープラン等小委員会の設置について、7月上旬頃に審議を予定しており、承認いただけた場合は、同日に小委員会の開催を予定しております。

●佐々木会長

今、お聞きのとおり、現在の本審議会は今回で終わりとなり、新たに任命された委員の方で6月から都市計画審議会を構成していこうと思っております。それに基づいて小委員会についても新しい委員で7月上旬に計画しておりますのでよろしく願います。

●中井委員

前回の審議会でのマスタープラン改定方針の説明の中で、改定の方向性や背景、視点の説明がありまして、その中でSDGs、持続可能な開発目標の視点を踏まえた都市づくりへ対応する必要があると説明がありました。それに対し、SDGsに示されている17項目全部がこのマスタープランに関連するののかという質問をしたのですが、非常にあいまいな回答でした。私としては、今回、再度、SDGsの内容を十分

見てきました。他の計画でSDGsを採用しているところでは、例えば他の防災計画では、極めて限定した3項目をあげておりました。総合計画なら17項目全部だと言われてもわかるのですが、この点についてはまた小委員会での検討までにぜひ整理していただきたいと思います。SDGsのうち全部関係あるというのは納得できません。よろしくお願いいたします。

●佐々木会長

次期委員による審議会で進めていく事項だと思います。

他、よろしいですか。

5. 閉会

●佐々木会長

予定していた議事を全て終了しましたので、以上をもちまして閉会したいと思います。ありがとうございました。